(参考1)

○経済財政運営と改革の基本方針 2020 について (令和2年7月17日閣議決定)(抄)

第3章 「新たな日常」の実現

- 1.「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備
- (4)変化を加速するための制度・慣行の見直し
 - ① 書面・押印・対面主義からの脱却等

書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す。また、押印についての法的な考え方の整理などを通じて、民民間の商慣行等についても、官民一体となって改革を推進する。行政手続について、所管省庁が大胆にオンライン利用率を引き上げる目標を設定し、利用率向上に取り組み、目標に基づき進捗管理を行う。

(参考2)

- ○規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)(抄)
- 6. デジタルガバメント分野
- (3) 新たな取組

No	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
6	行政手続	各府省は、緊急対応として、所管する行政手続等	可及的速や	全府省
	における	のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等	かに緊急対	
	書面規制・	に対して紙の書面の作成・提出等を求めている	応措置、	
	押印、対面	もの、押印を求めているもの、又は対面での手続	制度的対応	
	規制の抜	を求めているもの(以下「見直し対象手続」とい	については	
	本的な見	<u>う。</u>)について、優先順位の高いものから順次、	令和2年措	
	直し	規制改革推進会議が提示する基準に従い、必要	置、	
		な措置を講じるとともに、その周知を行う。	令和2年中	
		各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、 <u>原</u>	に措置でき	
		則として全ての見直し対象手続について、恒久	ないもの	
		的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会	は、令和3	
		議が提示する基準に照らして順次、必要な検討	年以降速や	
		を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン	かに措置	
		化を行う。各府省の対応状況は、行政手続等の棚		
		卸調査を実施するIT総合戦略本部と連携し		
		て、今年度末までに明らかになるようにする。こ		
		の場合において、年内の対応が困難なものにつ		

	いては、見直しの方針を明らかにした上で必要	
	な取組を行う。	
	また、各府省及び独立行政法人は、会計手続、人	
	事手続その他の内部手続について書面・押印・対	
	面の見直しを行い、行政改革推進本部事務局は、	
	見直し結果について年内を目途にフォローアッ	
	プを行う。	

※波線部「規制改革推進会議が提示する基準」は、別添「行政手続における書面主 義、押印原則、対面主義の見直しについて(再検討依頼)」(令和2年5月22日) を参照。